

# 非常変災時の対応について

教務部

## 1 登校時に警報（すべての気象警報）が発令されている場合

### (1) 本校所在地（揖斐川町）に警報が発令されている場合

ア 生徒が登校する以前に、警報が発令されている場合

(ア) 始業時刻2時間前（午前6時40分）までに解除された場合 …平常通り授業

(イ) 始業時刻2時間前より、午前11時まで解除された場合 …解除後2時間を経て、授業開始

(ウ) 午前11時以降に解除された場合 …当日の授業は中止し、休校とする

### (2) 生徒の居住地のみに警報が発令されている場合

ア 生徒が登校する以前に、警報が発令されている場合

(ア) 始業時刻2時間前（午前6時40分）までに解除された場合 …平常通り登校

(イ) 始業時刻2時間前より、午前11時まで解除された場合 …解除後2時間後までに登校

(ウ) 午前11時現在、解除されていない場合 …登校の必要なし。公欠扱いとします。

(注) 警報解除後、通学路の損壊や橋の流出、家屋や樹木の倒壊等で、危険が想定される場合は、保護者の判断で登校を見合わせる。その際は学校に連絡を入れる。

なお、登校後、警報が発令された場合、学校に待機させる場合があります。ご承知おきください。